

国際関連情報 Report from IFRS-AC

IFRS-AC 会議(2021 年 9 月)出席報告

日本公認会計士協会 相談役 ^{せきね あいこ} 関根 愛子

ニッセイアセットマネジメント(株) 執行役員 統括部長 ^{いぐち じょうじ} 井口 譲二

(報告者：井口 譲二)

はじめに

IFRS 諮問会議 (IFRS Advisory Council) が、2021 年 9 月 13 日にビデオ会議形式で開催された。IFRS 諮問会議は、IFRS 財団評議員会及び国際会計基準審議会 (IASB) に戦略的な事項やその他優先事項をアドバイスするための諮問機関である。議長 1 名と委員 49 名の合計 50 名から構成され、先進国、新興国の財務報告関係者から幅広く選出されており、日本からは、日本公認会計士協会代表の関根愛子と日本証券アナリスト協会を代表する井口譲二の 2 名が委員として参加している。また、金融庁より企画市場局・企業開示課課長補佐の丸山友理氏及び永野裕明氏がオブザーバーとして出席した。

1. 議事一覧

2021 年 9 月の議事一覧は、下記のとおりである。

時間 (ロンドン時間)	Agenda Paper 番号	議 事
12:00-12:15	—	前回の諮問会議からのアップデート
12:15-12:30	1	IFRS 財団及び IFRS 財団評議員会活動報告
12:30-12:45	2	IASB 活動報告
12:45-13:00	3	IFRS 財団の定款変更について
13:00-14:00	3	サステナビリティ報告
14:15-15:00	3A	TRWG の準備作業について

コロナ前までは年に 2 回 (各回 2 日間)、ロンドンで開催されることとなっていたが、今回も変則的な開催となった。これは、サステナビリティ報告プロジェクトの進捗を、逐次、諮問会議に報告する必要があることや、長時間での議論が難しいビデオ会議での開催に配慮したものと推察される。

今回も分科会はなく、全体会での IFRS 財団・IASB の説明と諮問会議委員との質疑応答といった形式で行われた。主な内容は以下のとおりである。

2. IFRS 財団及び IFRS 財団評議員会活動報告 (AP1)

IFRS 財団評議員会議長である Erkki Liikanen 氏から、前回の会合以降のアップデートがあった。サステナビリティ報告の進捗に関する報告が主であったが、内容は以下のとおりである。

- G7・G20 にも出席したが、金融安定理事会 (FSB) からは、IFRS 財団のサステナビリティ報告に対する取り組みと今後のスケジュールを支持するとの報告書が出されるなど、各国政府からの大きな支持があった。
- 評議員会では、IFRS 財団の定款変更 (サステナビリティ基準設定主体設立に伴うもの) と TRWG¹ の作業進捗について議論した。
- 国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の設置に対し、多くの資金提供の申し出があった。希望としては、多くの国から賛同 (資金提供・作業へのサポート) を得ることにある。
- 11 月初旬の第 26 回国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP26) では、ISSB 設置を明確にするとともに、COP26 後には、ISSB の議長と副議長を任命することも可能と考えている。

3. IFRS 財団の定款変更について (AP3)

最初に、IFRS 財団のエクゼクティブ・ディレクター (ED) の Lee White 氏から、サステナビリティ報告の作業の進捗に関して、COP26 に向けて 9・10 月にモニタリング・ボードと評議員会の会合が行われること、また、

TRWG、MWG² の活動も順調に進んでいることなどの報告があった。

その後、諮問会議メンバーから多くの意見・質問が寄せられたが、報告者が興味深く思った事項は以下の 2 点である。

- IASB と ISSB が活用する『重要性』の判断の相違について、米国の投資家から質問があった。これに対し、IFRS 財団からは「両者は同じであり、主要な資本市場参加者の意思決定に有用な情報が否かが判断ポイントになる」との回答があった。
- TRWG などが基準設定の作業をどんどん進めているように見えるが、「ISSB の役割はどのように考えているのか」との質問に対しては、「あくまで ISSB への提言であり、ISSB 設置後に、デュー・プロセスが適切に行われる」との回答があった。

報告者からは「ビルディング・アプローチはグローバルで円滑に基準が受け入れられる点で実務的だが、利用者の観点では、IFRS 財団の定款で定められている、国際的に認められる単一のセットの基準開発という理念に反することになる。ビルディング・アプローチの明確化が求められる。」との意見を述べた。

(定款変更について)

IFRS 財団の事務局から定款変更についての説明があり、特に、定款に関するコンサルテーションへのフィードバックでも多くの意見が寄せられた、「IASB と ISSB の関わりの明確化」と「新しいボード (ISSB) と基準の名称」の 2 点について、「諮問会議メンバーからの意見が欲しい」との発言があった。

これに対し、諮問会議メンバーからは

1 Technical Readiness Working Group：新しく設置される ISSB の活動開始を円滑にするために設置。メンバーは IASB 副議長の他、Value Reporting Foundation など民間のサステナビリティ基準設定主体メンバー。
2 Multilateral Working Group：ビルディング・アプローチの実効性を確保するための方策を協議するために設置。

「ISSB と IASB の交流は望ましいものの、共通した目標を設定することについては、IASB や ISSB の円滑な基準設定作業を妨げるリスクがあるため、慎重になるべきだ」との意見が多く寄せられた。関根氏からも「共通の目標を設定することにより、IFRS 財団の既存の目標を変更することになる可能性もあり、非常に注意が必要である。定款変更の最終化に時間がないことを考えれば、共通した目標を設定することよりも両ボードの関係を明記した方がよい。」との発言があった。これらの意見に対して、IFRS 財団の事務局からは「共通した目標は、各々の審議会の目標に置き換わるのではなく、補足するものである」とことが説明された。

また、基準の名称については、「“報告 (reporting)” を入れることや、基準に IFRS の名称を付けることは、財務報告基準と混乱させることになるのでは」といった意見も寄せられた。

4. TRWG の準備作業について (AP3A)

最初に、米国証券取引委員会 (SEC) の担当者から、米国におけるサステナビリティ報告に向けた取り組みの説明があったが、2021 年末までに気候変動リスクの義務的開示に向けたルールを策定するよう動いていることや、IFRS 財団の TRWG にも貢献しているとのことであった。

その後、IASB サイドから TRWG の作業に関わっている、Sue Lloyd IASB 副議長、Nick Anderson 理事から、TRWG の目的・メンバー・活動内容・基準への考え方・IASB と ISSB の関わり方などについて、簡単な説明があった。

この説明の中で、サステナビリティ報告に関する基準の説明もあったが、従来の気候変動の基準を『テーマ的な基準』と位置づけるととも

に、『産業別の基準』という考え方を示してきたことには注目したい。また、金融庁の丸山氏から「TRWG が実施予定のサステナビリティ報告に関する基準に係るアウトリーチ活動について、各地域の関係者と連携しつつ、多様性を確保した幅広いステークホルダーからの意見を聞くことが重要である」旨の指摘があった。

おわりに

現状の IFRS 諮問会議は、サステナビリティ報告に関わる議論にほとんどの会議時間が費やされる状況となっている。今回の会議では、COP26 に向けて、順調に各種作業が進んでいるとともに、TRWG などにおいて急速にサステナビリティに関わる基準の策定が進んでいることが確認できた。

特に、今回、個人的に驚いたのが、気候変動の基準のような『テーマ的な基準』に加え、『産業別の基準』という概念を出してきたところである。ただし、諮問会議でも明確な説明が行われず、IFRS 財団のウェブサイトでも説明資料がないため、会議後、事務局に問い合わせたところ、後日、Sue Lloyd IASB 副議長からメールにて回答があった。回答内容は、『まだ、明確な方針が決まっているわけではなく、ウェブサイトを開示もないが、方向性としては、重要なサステナビリティ基準についてセクター内で比較できるセクターごとの基準を設定するというもの』といった趣旨のものであった。

この考え方は、IFRS 財団のサステナビリティ報告基準の基礎の一つになると考えられる SASB³ の基準にある考え方でもあり、驚くものではないが、そのスピード感には注意を要するものとする。

3 SASB : Sustainability Accounting Standards Board で、セクターごとに重要なサステナビリティ項目を KPI として設定する。